

徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況について

(平成 29 年 10 月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出ることが義務付けられているものである。

届出の対象は、事業主に雇用されている外国人労働者[※]である。

このたび、平成 29 年 10 月末現在の届出状況を集計した。

なお、数値は平成 29 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

II 届出状況の概要

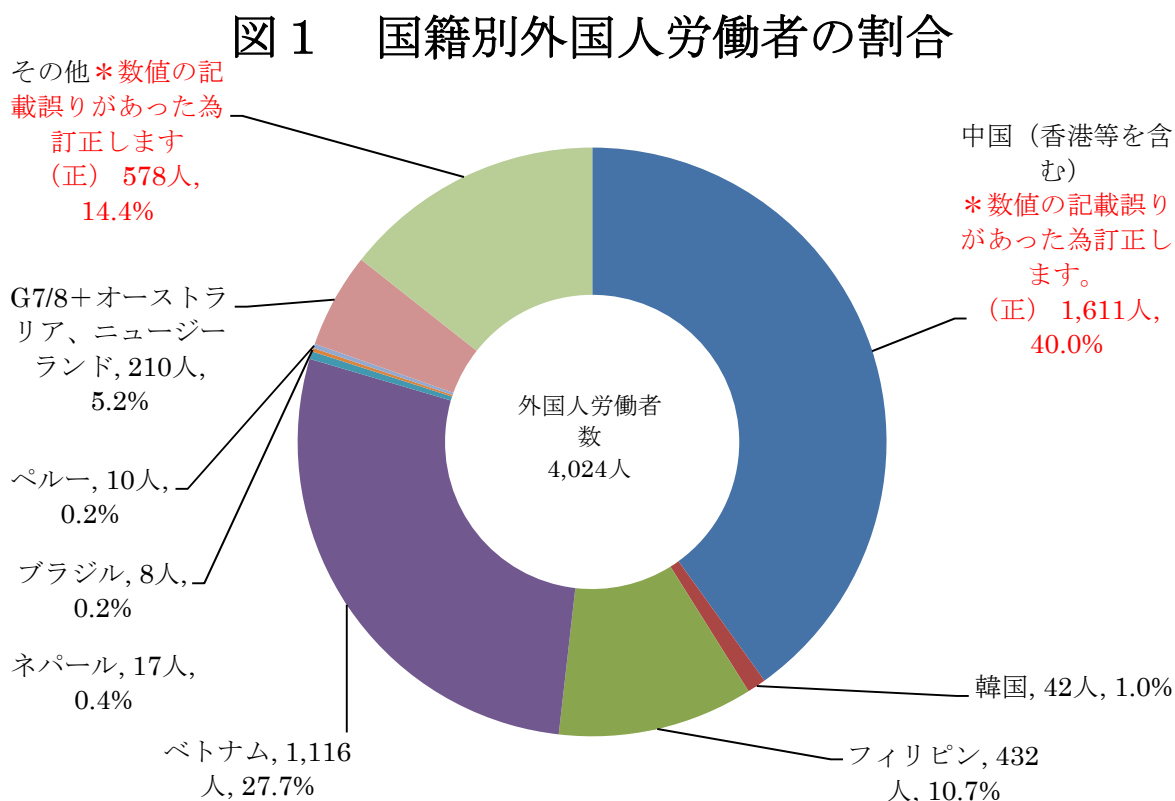
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成 29 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 847 所であり、外国人労働者数は 4,024 人であった。これは平成 28 年 10 月末現在の 781 所、3,630 人に対し、66 所 (8.5%)、394 人 (10.9%) の増加となった。

(2) 外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 43 所であり、外国人労働者は 212 人であった。外国人労働者を雇用している事業所全体の 5.1%、外国人労働者全体の 5.3%を占めている。

2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者全体の（誤）39.9%（正）40.0%を占め、次いで、ベトナムが27.7%となっている。【図1】



数値の記載に誤りがあった為訂正します。

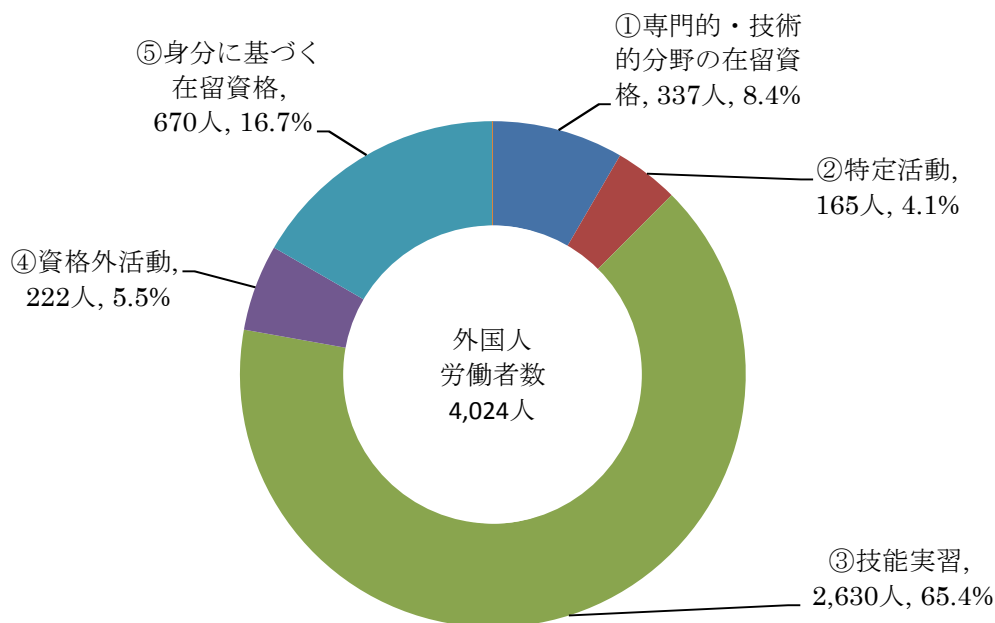
*中国（香港等を含む） （正）1,611人、40.0% （誤）1,605人、39.9%

*その他 （正）578人、14.4% （誤）584人、14.5%

(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の65.4%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」が16.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」が8.4%となっている。【図2】

図2 在留資格別外国人労働者の割合

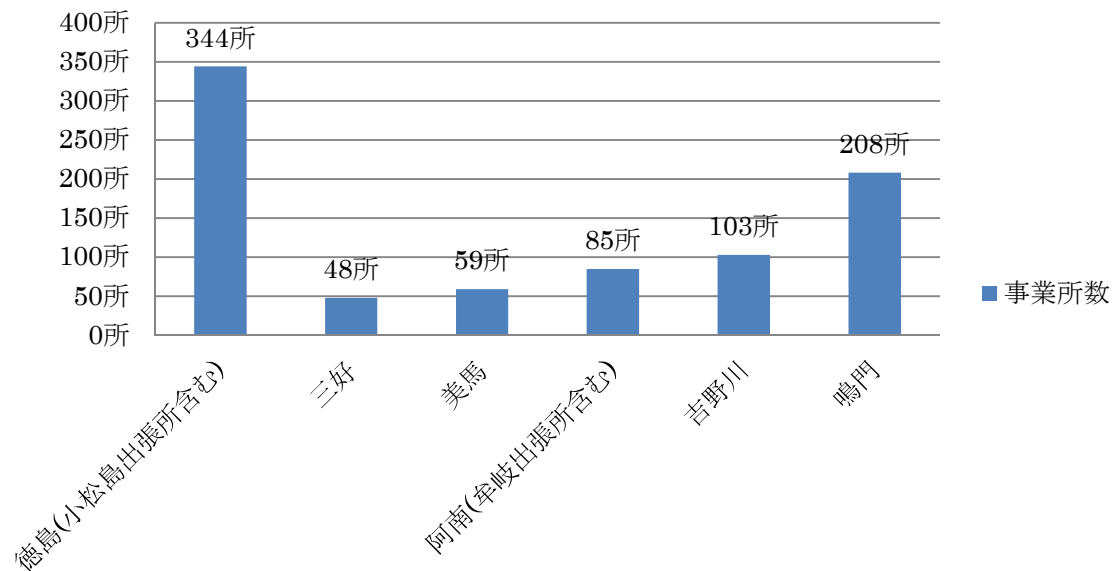


- (注) 1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- 2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「**興行**」、「技能」が該当する。
- 3 「特定活動」には、「ワーキングホリデー」、「EPA」などが該当する。
- 4 「資格外活動」には「留学」、「研修」、「家族滞在」などが該当する。
- 5 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

3 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

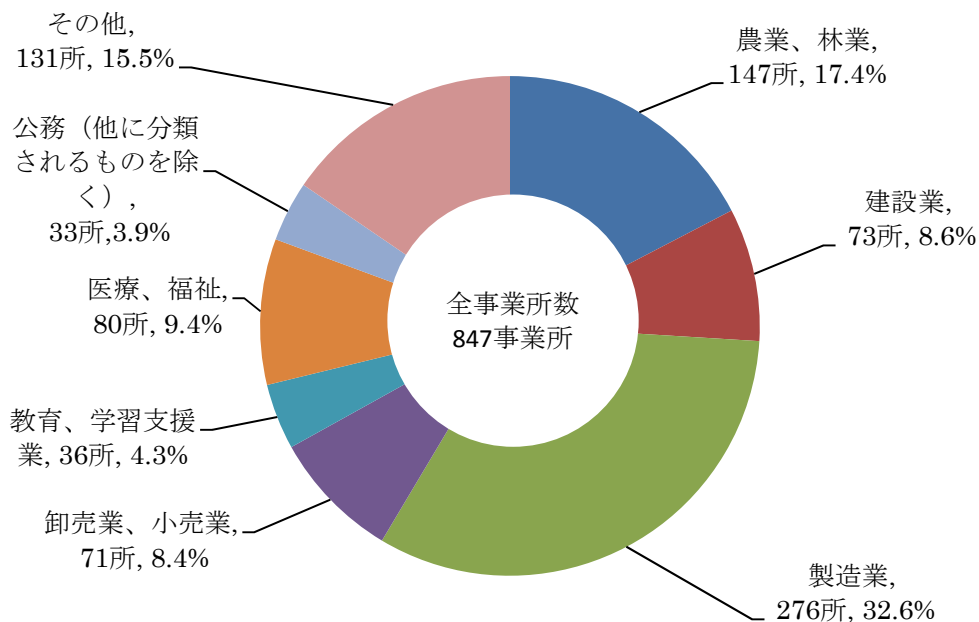
- (1) 地域別にみると、徳島地域が344所（全体の40.6%）、次いで鳴門地域208所（同24.6%）、吉野川地域103所（同12.2%）となっている。【図3】

図3 地域別外国人雇用事業所数



(2) 産業別にみると、「製造業」が32.6%を占め、次いで「農業・林業」が17.4%、「医療、福祉」が9.4%、「建設業」が8.6%、「卸売業、小売業」が8.4%、となっている。【図4】

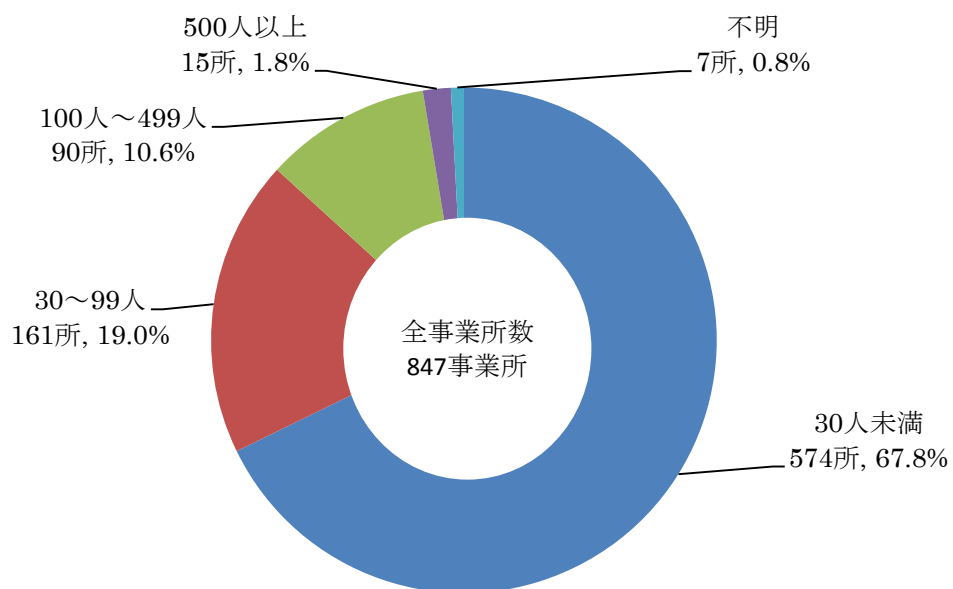
図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く 67.8%を占めている。【図5】

図5 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

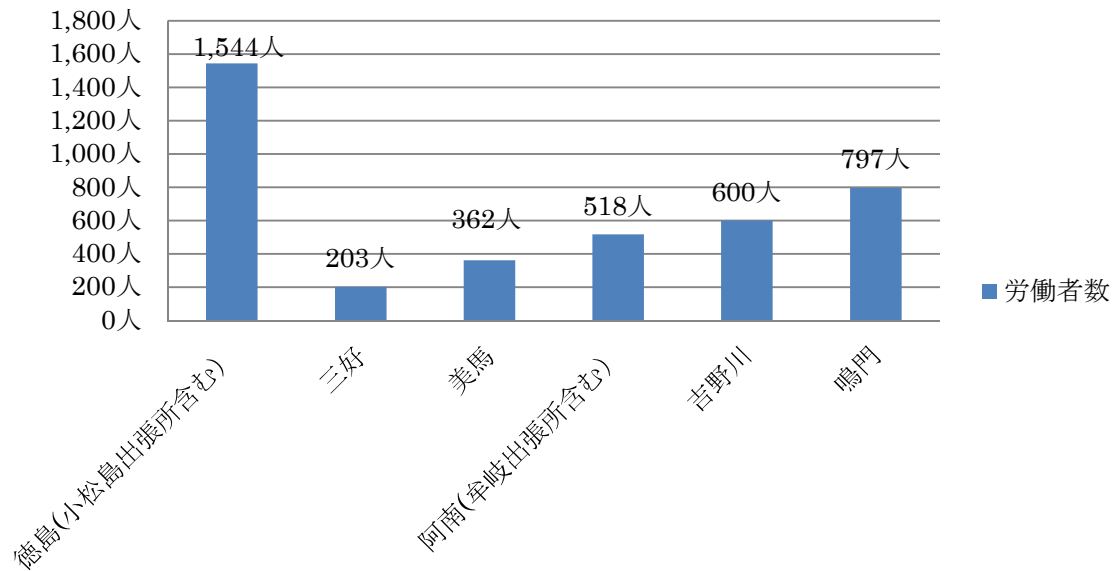


(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

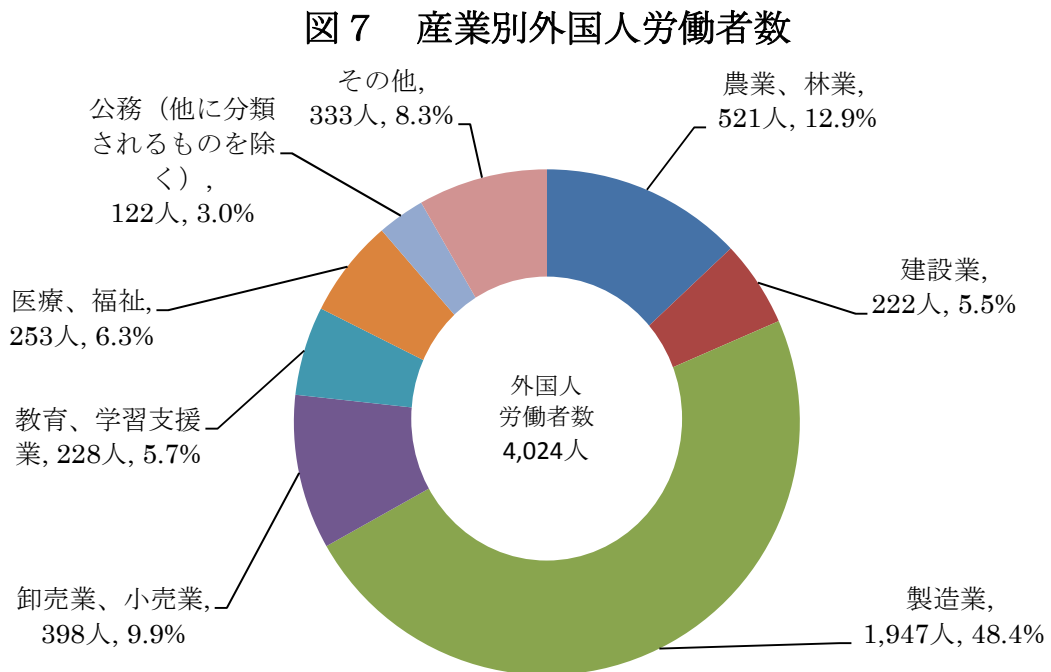
4 地域別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 地域別にみると、徳島地域が1,544人(全体の38.4%)、次いで鳴門地域797人(同19.8%)、吉野川地域600人(同14.9%)となっている。【図6】

図6 地域別外国人労働者数

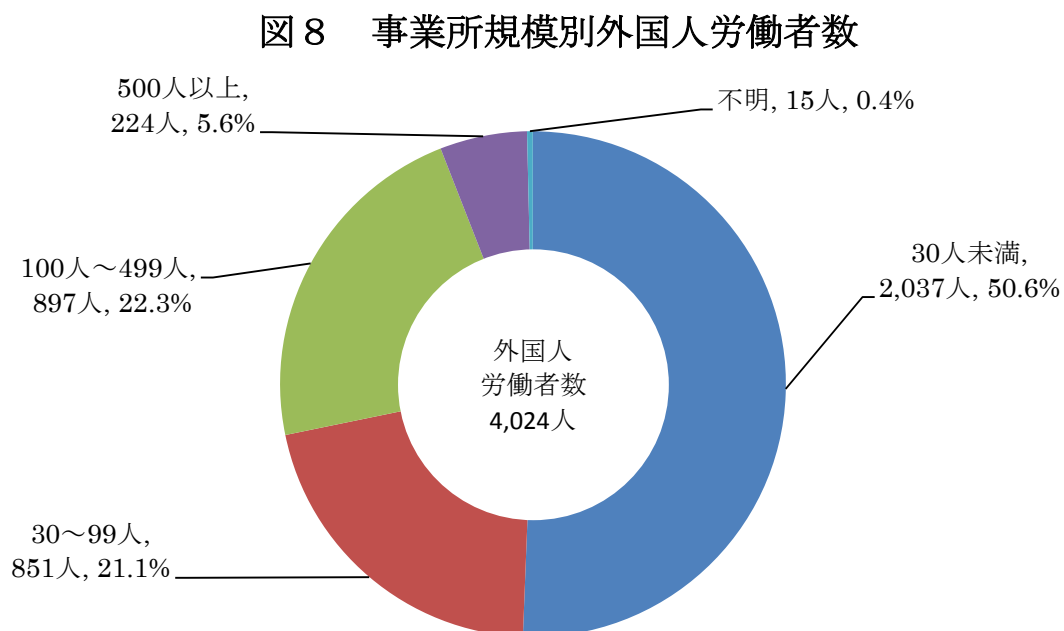


(2) 産業別にみると、「製造業」が外国人労働者全体の48.4%を占め、次いで「農業、林業」が12.9%、「卸売業、小売業」が9.9%、及び「医療、福祉」が6.3%、「教育、学習支援業」が5.7%となっている。【図7】



(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の50.6%を占める。【図8】

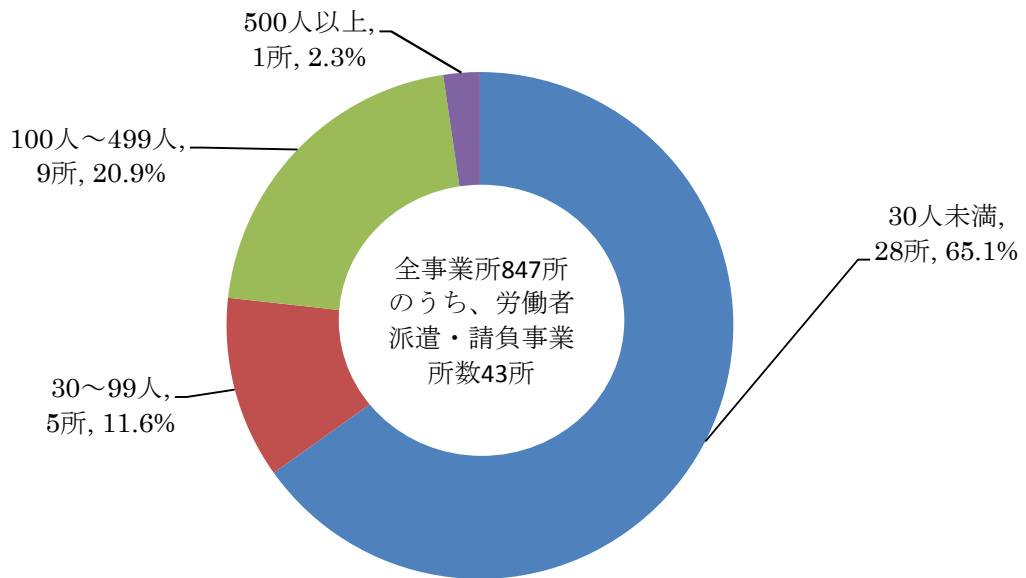


(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

5 労働者派遣・請負事業を行っている事業所規模別外国人雇用事業所及び外国人労働者数の実態

(1) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、労働者派遣・請負事業を行っている事業所全体の65.1%を占める。【図9】

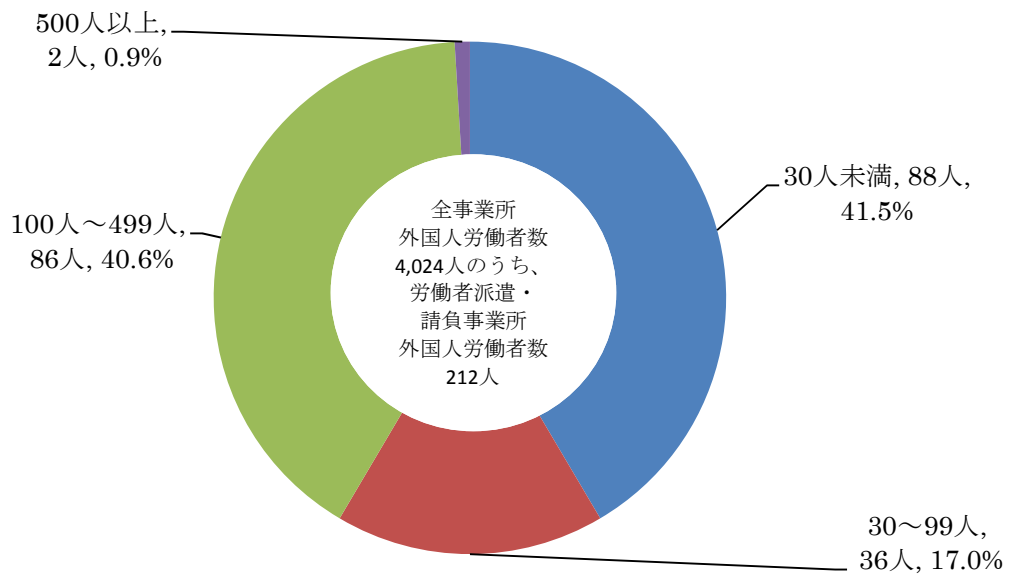
図9 事業所規模別外国人雇用事業所数



(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 外国人労働者数を事業所規模別にみると「30人未満」規模の事業所が最も多く、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者全体の41.5%を占める。【図10】

図10 事業所規模別外国人労働者数



(注) 1 記載している割合の数値については、四捨五入をしているため、合計が100%にならない場合がある。